

長洲町空家利活用促進事業 Q & A

Q1 どうすれば申し込めますか。

まずは、まちづくり課までご連絡をお願いします。
後日郵送する「空家に関する情報提供同意書」にご記入いただき、長洲町役場まちづくり課へ提出してください。

Q2 同意書の空家の情報は、何のために使われますか。

同意書に記入した空家の情報は、本事業の登録事業者として町に登録された宅地建物取引業者に提供し、空家の利活用（売買または賃貸借）に関する相談を受ける際に使用します。それ以外での目的には、使用しません。

Q3 誰でも申し込めますか。

長洲町内に空家を所有（管理）している方が申し込みの対象となります。

Q4 申し込みから契約までの流れを教えてください。

- A
- ①所有者の方から提出された同意書を町が登録事業者へ提供します。
 - ②登録事業者が提供された情報をもとに、直接所有者の方へ連絡をとります。（登録事業者の中から、宅建協会が担当事業者を決定します。）
 - ③紹介された登録事業者への空家の利活用（売買または賃貸借）に関する相談の結果、所有者の方が空家バンクへの登録を希望する場合、長洲町空家バンク登録申込書を提出してもらいます。
※空家バンクに登録せず直接登録事業者と媒介契約を締結することも可能です。
 - ④紹介された登録事業者と空家の売買や賃貸借に関する交渉を行い、媒介契約を締結するかどうか所有者の方が決定します。
 - ⑤町ホームページに登録物件を掲載するとともに、媒介契約を締結した事業者が売買または賃貸借契約が成立するように活動します。
 - ⑥売買または賃貸借契約が成立したら、事業者に仲介手数料を支払います。

Q5 媒介契約の手数料はかかりますか。

A 媒介契約自体には費用がかかりません。その後の現地調査等で通常想定されないものなどについて、費用が発生することがあります。また、物件の売買等取引が成立した際には、一般的な不動産取引と同様、仲介手数料がかかります。詳しくは、登録事業者にご確認ください。

Q6 媒介契約を締結した事業者とトラブルになりました。町で解決してもらえますか。

A 町では、空家の売買や賃貸借等の交渉・契約については、直接これに関与しません。媒介契約を締結してからのトラブル等については、当事者間で責任を持って解決をお願いします。

Q7 連絡が来た事業者と条件が合いませんでした。必ず媒介契約を締結しなくてはいけないのですか。

A そのような決まりはありません。連絡をもらった事業者と交渉がうまくいかない場合は、町に連絡をいただければ、別の事業者を紹介することもできます。

Q8 本事業ではなく、自分で相談したいので、町内の宅地建物取引業者の連絡先のみを紹介してもらえませんか。

A 町で本事業の登録事業者の連絡先の一覧を作成していますので、ご活用ください。